

# 要請書

2015年 月 日

参議院議員

殿

住所

要請者

## 要請の趣旨

労働者派遣法改定案の慎重審議と廃案を求めます。

## 要請の理由

現在、労働者派遣法改定案は、衆議院を通過して参議院で審議入りしております。しかし、この法案は、以下の通り重大な問題点をいくつも抱えており、慎重に審議をしたうえで廃案にすべきです。

労働者派遣法は、従来、専門二六業務と、それ以外の一般派遣と、二つの形態に分けて規制をしていました。

一般派遣は、本来一次的臨時的労働についてのものですから、原則1年、労働組合等の意見を聞けば3年間派遣し、その期間を超える場合は、派遣先が直接雇用を申し入れなければなりません。その期間を超えて業務が継続する場合は、派遣労働者を優先雇用しなければなりません。すでにその期間を超えて違法に雇用を継続している場合は直接雇用をしたものと見なされることになっていた（今年10月1日より施行予定）。

ところが、改定案は、これらを全て廃止して派遣先での直接雇用への道を断ちました。改定案は、その代わり派遣元が「キャリアアップ措置」を講ずるほか「雇用安定措置」を講じるとしています。しかし、派遣労働者が正社員になれないのは、派遣先が低賃金で使い捨ての派遣労働者を求めるためであって「キャリア」のせいではありません。「雇用安定措置」とされる「他の派遣先の紹介」は派遣会社の通常業務に過ぎません。「派遣先への直接雇用の依頼」は、単なる依頼に過ぎず、断られたら仕方がない、というものです。その場合、「派遣元での雇用」もしなくてよくなります。よって、全く「雇用安定措置」とならず、3年で派遣労働者は使い捨てられることとなります。辛うじて勤務する事業所を変えれば派遣が継続されるというだけです。

他方、専門二六業務は、従来は、派遣可能期間の制限はありませんでしたが、その業務で派遣先が労働者を雇用する場合には、その業務を行ってきた派遣労働者を優先雇用しなければなりません。

しかし、専門二六業務と一般派遣との区別は廃止され、専門的能力があっても3年経てばやはり派遣が打ち切られるか事業所を変更しなければなりません。専門的能力があるのにキャリアアップ措置をとることが無意味であることは言うまでもありません。

他方で、事業所単位では、3年毎に過半数労働組合等の意見を聞き、派遣労働者を入れ替えば、何年でも派遣労働者を受け入れることが出来るようになります。これでは、派遣は一次的臨時的労働ではなくなり、正社員が派遣労働者に置き換えられることとなります。

公務の職場でも派遣の導入が進み、公共サービスの切り捨てに繋がっていきます。

この労働者派遣法は、勤労の権利を侵害するものだから憲法27条に反します。

よって、上記の通り要請するものです。